

平和憲法・9条をまもる

岩手の会 ニュース No.45

2009.5.7

発行：平和憲法・9条をまもる

岩手の会 事務局会議

連絡先 県生協連・県消団連

TEL019 - 684 - 2225

FAX019 - 684 - 2227

「改憲賛成」が再び多数派、「9条守る」は依然変わらず

～読売新聞世論調査から～

読売新聞が毎年3月中旬に行っている「憲法に関する全国世論調査」の結果が、4月3日の同紙上で公表されました（全国有権者3,000人、有効回収数1,755人、回収率58.5%）。それによると「憲法を改正する方がよい」という「改憲賛成派」が2004年の65.0%以降減り続け、昨年は賛成=42.5%、反対=43.1%となったことは逆に、今年は賛成=51.6%、反対=36.1%となったとしています。賛成派が過半数を超えたのは06年以来です。

特に注目されるのは、賛成派が自民支持層で54%、民主支持層で53%となり、賛成の理由では「国際貢献などの新しい問題が生じている」「解釈や運用での対応では混乱が起きる」などが多数です。自衛隊の海外派兵や相次ぐ衆議院での3分の2での議決など憲法違反とねじれ国会の既成事実の積み重ねという「現実」と、憲法の基本理念・理想との「差」に悩む国民の切ない感情が表れているといえるでしょう。

しかし、9条に関しては、一項の「戦争放棄」について、「(変える必要は)ない=77.5%」「ある=17.7%」であり、二項の「戦力不保持」については「(同)ない=50.9%」「ある=42%」となっています。また、「憲法9条は今後どうすべきか」という問いに対して、これまでどおりの解釈や運用で=33.3%、厳密に守り解釈や運用では対応しない=20.7%、9条を改正する=38.1%（右図）となっており、04年来の「9条の会」などの運動の成果が見て取れます。

一方気をつけなければならないのは、自衛隊の海外派兵についての「恒久法」が必要というのは53%と過半数を超え（昨年46%）、そうは思わない37%（昨年42%）となり、今回のソマリア沖への海賊対処法などの「既成事実」づくりや、民主党の同法案に対する態度が心配です。

4月27日の「しんぶん赤旗」によれば、日本高等学校教職員組合（日高教）の「高校生1万人憲法調査」（12,300人から回答）の結果、9条を変えない方がよい=60.9%（04年の前回は43.9%）、変える方がよい=11.5%、わからない=27.2%（前回は43.3%）となっています。高校生がイラク戦争の報道や9条の会などの運動の影響、学校での平和教育の実践に前向きな反応を見せていることがわかります。

岩手における「平和憲法・9条をまもる県民過半数署名運動」は、国会での「憲法審査会」などの動きからも、こうした読売新聞や日高組などの調査からも、粘り強い実践が求められているのではないのでしょうか。

「平和憲法・9条をまもる岩手の会」呼びかけ人 加藤 善正（岩手県生協連）

憲法第9条を今後どうすべきか



読売新聞 4月3日記事より

次回の署名行動

5月は、19日（火）12:00～大通り野村證券前にて（日にちにご注意!）

4月から「9の日」街宣を再開しました。この日は大通りに21名が参加し、若い人を中心に62筆の署名が寄せられました。

平和憲法・9条を守る「花巻市民のつどい」に110人参加

憲法を使う大事さに感動!



05年6月に「平和憲法・9条を守る花巻市民の会」を結成して5年。あらためて「世界の人々は9条をどう見ているだろうか」「軍隊を捨てたコスタリカって」などを学び、確信をもって運動しよう!と、4月25日、花巻市総合福祉センターで、朝日新聞記者・ジャーナリストとして活躍している伊藤千尋さんを招いて講演会を開催。

伊藤さんは「活憲の時代 憲法を活かす世界の人々」をテーマに、世界65カ国の現地取材をもとに「日本は憲法を使わないが、世界では憲法を使っている」と、カナリヤ諸島の「9条の碑」を皮切りにどんどん話され、アツという間の

90分でした。参加者からは「目からウロコ。今からでも憲法を使う大事さを話していきたい」「9条の会へ誘うと、知っているから入らないと言うが、知っているだけでなく“使うこと”にぐっときました」など感想が寄せられました。

講演会終了後、第5回総会を開催し、衆議院選挙岩手4区立候補予定者への公開質問状や署名活動(街頭・地域訪問)など諸活動に取り組むことを確認しました。



コラム

国民投票法、施行まで1年

H19年5月14日に成立した「憲法の改正手続きに関する法律」いわゆる国民投票法はH22年5月18日に施行されます。

衆参各院に設置された憲法審査会が「改憲を目的とした憲法の調査を行ない憲法改正原案を提出し審査」しますが、「改正原案」の発議が解禁されるのがH22年5月18日です。現在まで審査会は棚上げ状態でしたが、4月下旬に衆議院で「審査会規程案」が提出されました。また、4月1日から総務省が「ご存じですか?平成22年5月18日から『憲法改正国民投票法』が施行されます」という緑色のパンフを配布しており、都道府県や市町村の窓口にあります。パンフが300万部、ポスターが5万部で2300万円。自治体の投票人名簿作成にかかる費用など国民投票法に関する予算は総額46億円。

国民投票法の問題点は以前連載しましたが、公布直後に法律の弊害も起きています。千葉県野田市で市民団体が開催予定の「平和のための戦争展」をめぐる、市が後援要請を断った。野田市の理由は「9条改正反対を訴える内容が含まれ、政治的傾向が顕著」「発議可能となる3年後に国会で9条改正が発議されるのは必至で、どのような考えに基づく行事でも後援するのは公務員の地位利用につながる」というもの。

政府は、イラク戦争、インド洋での給油、海賊対処と、様々な口実で海外派兵をすすめ、武器使用まで拡大しようとしています。侵略戦争美化の歴史教科書が検定合格したり、読売新聞が世論調査で改憲賛成が上昇と報じたり、改憲勢力の動きは執拗です。

こうした動きを阻止するとともに、憲法9条、25条の実現こそ国民の要求であることを訴えていくことが重要です。